

国 医 - 6 5 9
令和6年7月30日

県内柔道整復師 様

秋田県健康福祉部
健康づくり推進課国保医療室長
(公 印 省 略)

「福祉医療制度に関する秋田県からのお知らせ」について（送付）

福祉医療制度の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県の福祉医療制度は、子どもや障害者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために市町村とともに実施しております。

この度、福祉医療費の給付に関して、令和6年8月診療分から給付対象の変更がありますので、別添「福祉医療制度に関する秋田県からのお知らせ」を送付します。

【担当】

秋田県健康福祉部
健康づくり推進課国保医療室 松井
電話：018-860-1351
FAX：018-860-3867

福祉医療制度に関する秋田県からのお知らせ

福祉医療給付に関して、令和6年8月診療分から、以下に掲げるとおり給付対象の変更がありましたので、お知らせします。

別表

1 秋田県福祉医療費補助金交付要綱に定める基準により実施される給付

R6.8.1

実施主体	対 象 (助 成 内 容)	法別番号
各市町村	(1) 乳幼児(未就学児)及び小中高生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ① 0歳児(全額助成) ② 住民税所得割非課税世帯の児童(全額助成) ③ ①、②以外の児童(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)	74
	(2) ひとり親(母子)家庭の児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(全額助成)	75
	(3) ひとり親(父子)家庭の児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(全額助成)	76
	(4) 高齢身体障害者 65歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者(全額助成)	
	① 国民健康保険、被用者保険の加入者(本人を除く)	72
	② 後期高齢者医療制度の被保険者	77
	(5) 重度心身障害(児)者 身体障害者手帳1～3級所持者又は療育手帳(A)所持者(全額助成) 精神障害保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療(精神通院)所持者(全額助成・精神病床への入院は対象外。)	
	① 国民健康保険、被用者保険の加入者	73
	② 後期高齢者医療制度の被保険者	78

2 1の基準を拡大して実施される給付

実施主体	対象（助成内容）	法別番号
大館市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となるひとり親家庭の児童(全額助成)	80
鹿角市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
由利本荘市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	80
潟上市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
大仙市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
北秋田市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
湯沢市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
男鹿市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 高校生等(満15歳に達した日以後の最初の4月1日から、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者。)(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
にかほ市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成) ② 同要綱に該当するひとり親家庭の児童の親(全額助成)	80
横手市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成) ② ひとり親家庭の児童の親(全額助成) ③ 15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
能代市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81

仙 北 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
小 坂 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
上小阿仁村	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 住民税所得割課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)	80
	③ 住民税所得割非課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者(全額助成)	80
	④ 15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
藤 里 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
五 城 目 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
八 郎 潟 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
井 川 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
大 潟 村	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
羽 後 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
東 成 瀬 村	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80

美 郷 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80
三 種 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
八 峰 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中高生等(全額助成)	81
	② 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成)	80

(参 考)

秋 田 市	単独拡大して実施する給付なし	-
-------	----------------	---

問い合わせ先
秋田県健康福祉部健康づくり推進課
国保医療室 松井
TEL:018-860-1351